

議案第77号

損害賠償請求に係る訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求に係る訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

1 相手方

東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

東亜ディーケーケー株式会社 代表取締役 佐々木 輝 男

2 請求の趣旨

平成18年に県が購入した大気自動測定装置について、平成20年に公正取引委員会が相手方を含む製造販売業者に対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令の指導対象であること、及びその落札額が命令後に全国で実施された同機種購入に係る平均落札金額より著しく高額であることが判明したことから、談合の結果、県に損害が生じたとして、損害賠償金2,653,431円及び遅延利息金の支払い並びに訴訟費用の負担を求める。

3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。